

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年2月18日(2021.2.18)

【公表番号】特表2018-532484(P2018-532484A)

【公表日】平成30年11月8日(2018.11.8)

【年通号数】公開・登録公報2018-043

【出願番号】特願2018-518689(P2018-518689)

【国際特許分類】

A 61 B 17/56 (2006.01)

【F I】

A 61 B 17/56

【誤訳訂正書】

【提出日】令和2年12月22日(2020.12.22)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0005

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0005】

文献 F R 2 9 4 1 3 6 4 は、光学トラッカを患者に取り付けた装置を記載している。装置は、複数の貫通ボアを含む実質的に平坦な放射線透過性の本体を含む。ピンをボアに通して、本体を患者の骨に経皮的に固定する。この装置は、本体と一体的に、光学トラッカを受けることを意図する突出部材を更に含む。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0009

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0009】

本発明は、放射線透過性の材料で作られるベースを含む、患者の骨へのトラッカ及び/又は位置合わせファントムの最小侵襲的な取付けのためのデバイスであって、

ベースは、

- 骨に面することが意図される支持面と、
- ベースを通じてそれぞれの経皮的ピンを通す複数の非平行な貫通穴と、
- 貫通穴に対して横方向にベースの縁から延びる少なくとも1つのスロットと、
- トラッカ及び/又は位置合わせファントムをベースに取り付ける再現可能な固定システムとを含み、

スロットは、支持面までベースを通じて延び、スロットは、ベースが経皮的ピンに沿って滑動することを可能にするよう、患者の骨内に移植される経皮的ピンと係合することが意図される、

デバイスに関する。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0029

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0029】

器具1は、放射線透過性材料、例えば、プラスチックで作られたベース10（基部）を含む。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0041

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0041】

器具1は、ベース10に剛的に取り付けられるよう意図された位置合わせファントム30(registration phantom)を更に含む。位置合わせファントム30は、放射線透過性材料で作られ、既知の位置に配置される既知の形状及びサイズを有する複数の放射線不透過性基準31(radiopaque fiducials)(例えば、ボール又はピン)を含む。